

令和3年第8回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和3年8月25日（水）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時10分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	欠	9番	島田秀男	欠
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	欠	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	欠
6番	大澤英司	欠	13番	長堀進	欠
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 8名			欠席 6名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中 弥一	欠	南畑1	関根 和市	欠
水谷2	神山 稔	欠	南畑2	谷合 章	欠
鶴瀬1	横山 勝之	欠	南畑3	萩原 好伸	欠
鶴瀬2	星野 幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷 合 正 史	事務局主査	吉 野 武 明
事務局主任	荒 木 貢		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員8名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | |
|-----|-----------|
| 5 番 | 細田 福三 委員 |
| 7 番 | 大曾根 高男 委員 |
| 8 番 | 島田 和雄 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック4段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第1－2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第2号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋1件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第2－1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の故障により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしく願いいたします。

希望者がいる場合は9月13日までに事務局まで報告をお願いします。

追加議案 審議保留分の審議について

○議長は、審議保留となっている農地法第3条第1項の規定による許可申請地の復旧が確認できたため、議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

○追加議案

(事務局説明)

第3回総会及び第5回総会で審議保留となっていた許可申請地について、現地調査をしたところ、いずれも現地写真のとおり復旧され耕作を行うことができる状態を確認しました

(担当委員からの説明)

現地が復旧されているのを確認しました。耕作するのに支障ないと思われます。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和3年7月20日から令和3年8月17日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 1件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 3件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. 農業委員定数及び農地利用最適化推進委員定数・担当地域について
2. その他

議長は、令和3年第8回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年8月25日

議 長

5 番

7 番

8 番
